

「社会保険加入促進宣言企業」 を募集しております！

「東京都建設業社会保険加入推進地域会議」が平成30年
10月15日に開催されました。

これまで建設業界と行政が一体となって進めてきました社会保険未加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざし取組の理解を広げるために、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」が、本会議で採択されました。

つきましては、行動基準にご賛同いただける企業の方を募集しております。

申し込みいただいた企業の方については、「社会保険加入促進宣言企業」として、関東地整整備局のHPにて公表させていただきます。さらに、その証として、ポスターとステッカーを発送させていただきます。また、必要に応じて電子媒体も配布させていただきますので、ホームページ、名刺、企業パンフレット等に印字するなど対外的なPRとしてご活用ください。

皆様の積極的なご応募をお待ちしています。

- 1 対象者：東京都内に拠点を置く建設企業 又は
東京都内での施工実績を有する建設企業
(法人・個人は問いません。
建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。)
- 2 申込方法：別添用紙記載の行動基準をご確認の上、ご署名いただき、ご署名
いただきました別添用紙を関東地整整備局の事務局（FAX 番号
048-600-1921）へFAX送信をお願いします。

社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準

元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「東京都建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会社名	
代表者	
所在地	

<送付先・問い合わせ先>

東京都建設業社会保険加入推進地域会議 事務局 (関東地方整備局 建政部 建設産業第一課)
 FAX 048-600-1921 / TEL 048-601-3151【代表】